

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第129号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2環境政策局の項中

「

施設整備課	施設係長
-------	------

を  
」

「

施設整備課	施設係長
施設建設課	施設建設係長

に、同表行財政局の項中「組織定数係長」  
」

「  
を「人事調査係長」に改め、

財産活用促進課	管理係長
---------	------

を削り、  
」

「

	契約課	検収係長
--	-----	------

を  
」

「

	契約課	検収係長
資産活用推進室		管理係長

に改め、  
」

「

法人税務課	法人市民税係長
-------	---------

、  
」

「

納税推進課	納税推進係長
-------	--------

及び  
」

」

歴 史 資 料 館	庶務を担当する 担当課長補佐又 は担当係長	を削り、
-----------	-----------------------------	------

」

市 税 事 務 所	庶 務 係 長	を
-----------	---------	---

」

市 税 事 務 所	市 民 税 室	市民税第一係長(行 財政局財政担当局 長が別に定める事 務に係るものにあ っては、法人市民税 係長)	に改め、同表文化
	固 定 資 産 税 室	土 地 第 一 係 長	
	納 税 室	納 税 推 進 係 長	
	税 務 セ ン タ ー	庶務を担当する担 当課長補佐又は担 当係長	
番 号 制 度 企 画 調 整 室		番号制度企画調整 係長	

」

市民局の項中「市民生活部」を「くらし安全推進部」に、

元 離 宮 二 条 城 事 務 所	庶 務 係 長	を
-------------------	---------	---

」

「

元 離 宮 二 条 城 事 務 所	庶 務 係 長
歴 史 資 料 館	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

に改め、同表保健

福祉局の項中

適正給付推進課	調 整 係 長
監 査 指 導 課	監 査 指 導 係 長

を

監査適正給付推進課	企 画 係 長
-----------	---------

に、

医 務 審 査 課	医 務 審 査 係 長
生 活 衛 生 課	管 理 係 長

を

医 務 衛 生 課	管 理 係 長
-----------	---------

に、「身体障害者リハビリテーションセ

ンター」を「地域リハビリテーション推進センター」に、「管理課管理係長」を「企画課企画係長」に、「家庭動物相談所」を「動物愛護センター」に改め、同表都市計画局の項中「空き家対策係長」を「庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長」に、「屋外広告物適正化推進室」を「広告景観づくり推進室」に、「企画設計課」を「公共建築企画課」に、「整備支援課」を「公共建築建設課」に、「施設整備支援係長」を「建築第一係長」に、「工務監理課」を「公共建築整備課」に、「監理第一係長」を「建築整備第一係長」に改め、同表建設

局の項中

市街地整備課	調 査 係 長
整 備 推 進 課	調 査 係 長

を

市街地整備課及び 整備推進課	市街地整備課調査 係長
-------------------	----------------

に改め、同表北区役所、上京区役所、中

」

京区役所及び西京区役所の項及び左京区役所、山科区役所、下京区役所、南区役所及び伏見区役所の項中

市 民 窓 口 課	記 録 係 長
固 定 資 産 税 課	土 地 係 長
納 税 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

を

」

市 民 窓 口 課	記 録 係 長
-----------	---------

に改め、同表東山区

」

役所の項中	市 民 窓 口 課	記 録 係 長	を
	課 税 課	土 地 係 長	
	納 税 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長	

」

市 民 窓 口 課	記 録 係 長
-----------	---------

に改め、同表右京区

」

役所の項中	市 民 窓 口 課	記 録 係 長	を
	固 定 資 産 税 課	土 地 係 長	
	納 税 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長	

「

市 民 窓 口 課	記 録 係 長
-----------	---------

に改め、同表西京区

」

役所洛西支所及び伏見区役所深草支所の項及び伏見区役所醍醐支所の項中

「

市 民 窓 口 課	記 録 係 長
課 税 課	固 定 資 産 税 係 長
納 税 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

を

」

「

市 民 窓 口 課	記 録 係 長
-----------	---------

に改め、同表教育委員

」

会事務局の項中「，企画係長」を「，施設運営係長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(会計室)